

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市国民健康保険人間ドック補助金
補助事業等の目標	被保険者の疾病の予防と早期発見を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市国民健康保険税を完納している世帯の被保険者で、受診する日の属する年度において、満35歳以上の者
補助対象経費	人間ドック受診に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>(1) 日帰り受診 1回 15千円 (2) 一泊受診 1回 30千円</p> <p>補助金の交付回数は同一人に対し一会計年度につき1回。自己負担額が補助額に満たない場合は、自己負担額を限度とする。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	受診件数、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム対象者・予備群減少率をもとに担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成2年3月26日
補助事業等の終了時期	<p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>疾病の予防と早期発見のため、継続して補助することが必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、人間ドック受診後、速やかに下記の提出書類を、市長に提出しなければならない。
提出書類	<p>(1) 諏訪市国民健康保険人間ドック補助金交付申請（様式第2号—1） (2) 医療機関発行の領収書又はその写し (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 市民環境部 市民課 国保医療係

令和3年3月17日 一部改正（令和3年4月1日 施行）